

福祉医療費受給資格証 更新のお知らせ

平成24年8月1日発行

平成24年 第1号

医療助成室

☎229-3158 ☎229-5001

受給資格証(妊産婦医療費を除く)の有効期限は8月31日です。本人や保護者、扶養義務者等の前年中の所得を基準に毎年9月1日に更新します。

■障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・一人親家庭等医療費・子ども医療費(0歳～小学生)

平成24年度(平成23年中)の所得が所得制限限度額未満であることが確認できる人には、8月下旬に新しい受給資格証を送付します。なお、一人親家庭等医療費の受給者は、児童扶養手当の現況届の状況により、資格を喪失する場合があります。

転入(平成24年1月2日以降)または所得税・住民税の未申告等により所得の確認ができない場合や、一人親家庭等医療費の受給者で現況の確認



対象が拡大された子ども医療費の受給資格証

が必要な人には、更新手続きの案内を8月中旬に送付します。必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

■子ども医療費(中学生)

受給資格証はありませんので、更新手続きは不要です。

■精神障がい者医療費

全ての人更新の手続きが必要です。更新手続きの案内を8月中旬に送付しますので、必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

■妊産婦医療費

受給資格証の有効期間が出産月(死産を含む)の翌月末日までのため、更新手続きや新しい受給資格証の送付はありません。

～更新に当たっての注意点など～

- 更新申請が遅れると申請月の1日からの助成となりますので、更新手続きはお早めをお願いします。
- 受給資格証の記載事項(加入医療保険など)に変更があった場合は、必ず届け出てください。
- 所得の状況などにより受給資格を喪失する人には、案内を送付します。

現在、福祉医療費助成を受けていない人で、受給条件に該当する人

受付開始日 8月2日(木)

9月1日以降の受給資格は、平成24年度(平成23年中)所得で判定しますので、これまでの所得状況により該当しなかった人も、所得の変動等により受給できるようになる場合があります。受給資格の有無など詳しくは、医療助成室または各総合支所市民福祉課(市民課)までお問い合わせください。

手続きに必要なもの

全ての人に共通して必要

- 印鑑(スタンプ印を除く)
- 健康保険証
- 預金通帳

医療費助成の種類ごとに必要

障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費

次のいずれか1つ

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

一人親家庭等医療費

- 戸籍全部事項証明書など

妊産婦医療費

- 妊娠証明書(市指定の様式)

精神障がい者医療費

- 精神障害者保健福祉手帳
- 入院医療機関領収書

転入などにより所得や課税状況が把握できない人は

平成24年度住民税所得課税証明書(控除の分かるもの)、平成24年度住民税特別徴収税額通知書、平成24年度住民税納税通知書のいずれかが必要です。

ただし、住民税特別徴収税額通知書と住民税納税通知書をどちらももっている人は、両方必要です。